

議案第46号

南丹市組織条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和8年6月2日提出

南丹市長 西村 好高

南丹市組織条例の一部を改正する条例

南丹市組織条例（平成30年南丹市条例第33号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
（事務分掌） 第2条（略） 市長公室 （1）～（5）（略） （略）	（事務分掌） 第2条（略） 市長公室 （1）～（5）（略） <u>（6） ふるさと納税に関すること。</u> （略）

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年8月1日から施行する。